

令和 4 年 10 月 5 日
中国電力株式会社

島根原子力発電所 原子力事業者防災業務計画の修正について

原子力災害対策特別措置法第 7 条（原子力事業者防災業務計画）に基づき、「島根原子力発電所 原子力事業者防災業務計画」の修正要否を検討した結果、以下の修正のため、自治体に協議を申し入れます。

1. 主な修正内容

(1) 原子力災害対策指針の改正に伴う修正

- ・原子力災害対策指針の改正に伴い、用語の定義等の記載を修正する。

(2) ERSS伝送項目の追加に伴う修正

- ・令和元年9月25日付け「緊急時対策支援システムへの伝送項目の追加について（依頼）」に基づき、島根2号機のERSS伝送項目に、新規制基準等を踏まえ伝送項目（90項目）を新規追加する。また、伝送開始は令和5年8月末である旨追記する。

(3) 「島根地域の緊急時対応」等の検討・協議を通じた記載の充実化

- ・「島根地域の緊急時対応」（2021年7月、島根地域原子力防災協議会で確認、同年9月、原子力防災会議で了承）および「島根原子力発電所に係る原子力防災に関する協力協定」（令和4年7月に島根県および鳥取県と締結）の検討・協議を通じて充実を図った事項を反映する。

(4) オンサイト医療の反映に伴う修正

- ・公益財団法人原子力安全研究協会を含む医療関係団体とのオンサイト医療への対応について、原子力災害予防対策および緊急事態応急対策における原子力災害医療へ反映する。

(5) その他、修正内容

- ・記載の適正化

以 上